

第4回智頭町議会臨時会会議録

平成27年12月3日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 第 5. 閉会中の継続調査の申し出について
- 追 加
- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 議席の一部変更
- 第 4. 会議録署名議員の指名
- 第 5. 議会運営委員の辞任
- 第 6. 議会運営委員の選任
- 第 7. 正副委員長互選の結果報告
- 第 8. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第 9. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 第 5. 閉会中の継続調査の申し出について
- 追 加
- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 議席の一部変更
- 第 4. 会議録署名議員の指名

- 第 5. 議会運営委員の辞任
- 第 6. 議会運営委員の選任
- 第 7. 正副委員長互選の結果報告
- 第 8. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第 9. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

1. 会議に出席した議員（11名）

1 番 高 橋 達 也	2 番 大 藤 克 紀
3 番 岩 本 富美男	4 番 中 野 ゆかり
5 番 平 尾 節 世	6 番 谷 口 雅 人
7 番 岸 本 眞一郎	9 番 徳 永 英太郎
10 番 石 谷 政 輝	11 番 大河原 昭 洋
12 番 酒 本 敏 興	

1. 会議に欠席した議員（1名）

8 番 南 肇

1. 会議に出席した説明員（4名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
地 域 整 備 課 長	草 刈 英 人

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	塚 越 奈 緒 子

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○副議長（大河原昭洋）　　ただいまの出席議員は11名であります。定数に達しておりますので、平成27年第4回智頭町議会臨時会を開会します。

なお、本日は議長が体調不良で欠席のため私、副議長の大河原が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○副議長（大河原昭洋）　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、石谷政輝議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○副議長（大河原昭洋）　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋）　　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○副議長（大河原昭洋）　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成27年11月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承下さい。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る11月16日に開会され、9件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願い

いします。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣の結果報告について提出されておりますのでご報告いたします。

今臨時会の説明員につきましては、11月27日付けをもって町長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第93号 上程

○副議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第93号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第4回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第93号、工事請負契約の締結につきましては、林道宇波竹之下線林業専用道整備工事1工区の、設計変更に伴う工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては主幹課長をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○副議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

第93号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

草刈地域整備課長。

- 地域整備課長（草刈英人） 議案第93号 工事請負契約の締結について。
これは、現在発注しております林道工事に設計変更が生じたので、11月25日付けで仮契約しているものについて、本議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、林道宇波竹之下線林業専用道整備工事（1工区）。2、工事場所、智頭町大字宇波。3、請負金額、変更前4,946万4千円、変更後5,999万760円。契約の相手方、智頭町大字市瀬1478番地5、株式会社寺谷組、代表取締役 山本稔。契約方法、指名競争入札。

以上でございます。

- 副議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。
これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

1番、高橋議員。

- 1番（高橋達也） 設計変更による増ということで、まあ、1千万から増えとるわけです。あの、おもにどういう理由で増えたのか、説明を求めます。

- 副議長（大河原昭洋） 草刈地域整備課長。

- 地域整備課長（草刈英人） これには、ちょっと、一つには、理由としましては、早期発注、早期完成を図るために当初計画では、土工中心に発注をいたしました。そしてその後、法面保護工法等を設計変更ということで計上し、今回の変更契約ということになります。それと、もう一つには、これは公共林道事業ということでやとりまして、一つは宇波竹之下線、この路線ですけども、それと板井原の方の八頭中央線、この二つの路線を公共林道事業ということでやとりまして、で、八頭中央線の方が早期完成が図れるという当初の見込みをもってですね、額が確定しましたので、その予定していた残額を宇波竹之下線に持って行くということで、今回の変更につきましては、地域整備課としては想定内ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 副議長（大河原昭洋） 他、ありますか。

7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） 今回のこの事業1千万、いま増えてるということですが、ほんで、契約の方法が指名競争入札ということですが、これは、変更前は当然指名競争入札を行ったんでしょうが、この変更後の契約についてはどのよ

うにやられたんでしょうか。それとあわせて、落札率について、今回何パーセントぐらいだったんでしょうか。

○副議長（大河原昭洋） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 先ず、最初の質問、ちょっと理解できないのですが。落札率につきましては99.3パーセントということでございます。

もう一度質問をお願いしたいと思います。

○副議長（大河原昭洋） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この、99.3というのは変更前の、全体の契約の時の落札率だと思うんですね。で、こういう場合に、増工なった部分についてはどういう額で決めるのか。元の落札率を当てはめて、設計金額が出ますね、それを業者にするときには元の落札率で増工の金額が決まるというようなかたちなんでしょうか、そこらへんはどうですか。

○副議長（大河原昭洋） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 議員のお見込みのとおりでございます。当初の落札率で掛けます。

○副議長（大河原昭洋） 他、ありませんか。

6番、谷口議員。

○6番（谷口雅人） 本予算執行後という中での進捗率を、始点から終点まで、いまどのくらいなんでしょう。

○副議長（大河原昭洋） 草刈地域整備課長

○地域整備課長（草刈英人） 土工部分におきましては、ほぼ完了しつつあります。から、出来高金額、金額部分で行きますと、現在の進捗としましては約40パーセントということでございます。これから、金額のはる工種が増えますので、これからどんどん進捗は、出来高伸の進捗は上がっていくというふうに考えてます。

○副議長（大河原昭洋） 他、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○副議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第93号 工事請負契約の締結についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第93号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立、10名）

○副議長（大河原昭洋） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○副議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、議長 南肇議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1．議長の辞職

○副議長（大河原昭洋） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○事務局長（寺坂英之） 朗読いたします。

平成27年11月27日付け。智頭町議会副議長 大河原昭洋殿あて、智頭町

議会議長 南肇より。

辞職願。この度、一身上の都合により、平成27年12月3日付けをもって議長の職を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（大河原昭洋） お諮りします。南肇議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、南肇議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

○副議長（大河原昭洋） 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時59分

○副議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2．議長の選挙

○副議長（大河原昭洋） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項及び第2項により投票、あるいは指名推選の方法がありますが、いずれの方法にしたらよろしいでしょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） ただいま、投票という声が、1番、高橋議員、7番、岸本議員から発言がありますので、議長の選挙は投票により行います。

投票準備のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時01分

- 副議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。
議場を閉鎖します。

（事務職員 議場施錠）

- 副議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、高橋達也議員、2番、大藤克紀議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行って下さい。

投票用紙を配り終えるまでしばらくお待ち下さい。

（事務職員 投票用紙配布）

- 副議長（大河原昭洋） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（大河原昭洋） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長「異常なし」との声あり）

- 副議長（大河原昭洋） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

- 事務局長（寺坂英之） では、呼び上げます。

1番、高橋達也議員。2番、大藤克紀議員。3番、岩本富美男議員。4番、中野ゆかり議員。5番、平尾節世議員。6番、谷口雅人議員。7番、岸本眞一郎議員。8番、徳永英太郎議員。9番、石谷政輝議員。10番、酒本敏興議員。11番、大河原昭洋議員。

- 副議長（大河原昭洋） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（大河原昭洋） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。高橋達也議員、大藤克紀議員、立ち会いをお願いします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長 (大河原昭洋) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効票 0 票。有効投票のうち、酒本敏興議員 7 票、谷口雅人議員 4 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、酒本敏興議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務職員 議場解錠)

○副議長 (大河原昭洋) ただいま、議長の当選されました酒本敏興議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって告知します。

酒本敏興議員、議長の当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○新議長 (酒本敏興) 立候補にあたりまして、私の初心を全協室で表明をさせていただきました。当選するという想定はなかったものですから、立候補によります私の気持ちをここで改めてもう一回のべさせていただきたいと思いません。

私たちは住民の全体の代表者であります。ただ、住民の皆さん方の代弁をするだけではなくて、もう一步踏み出して、住民と対話を重ねることはもちろんですが、時には住民に訴えて、時には住民を指導して、智頭町の将来に向かった明るい政策の実現に努力することが大切だと、こういうぐあいに常々思っております。

地方議会の構成員である私たちは、執行部の具体的な政策の最終決定、という重い責任もございまして、あわせて行財政の批判と監視、このこともしっかりと本旨として行動しなければならないと考えます。

今回の議長選にあたりましては、複数の立候補ということで大変ご苦勞をかけました。そして、議員各位にも選挙という本会議場での投票をしていただくことになりました。南議員の病氣療養中の辞職願いとあわせて、同僚議員の皆様方には多大なるご心配と、そして、苦しい判断をしていただきましたことにつきまして、私の方からもお詫びを申し上げ、投票の結果につきまして改めて感謝の意を申し上げます。

行政と議会が競い合う、活力ある地方自治体を目指す、そのことを皆さん方の前でお約束致しまして、私の議長の選出にあたりまして、当選のごあいさつとさ

せていただきます。

本当にありがとうございました。

○副議長（大河原昭洋） これをもちまして議長の職務はすべて終了いたしました。議長を交代します。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時19分

再開 午後 2時33分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第3．議席の一部変更

○議長（酒本敏興） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議席の一部変更をいたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（寺坂英之） それでは申し上げます。

12番、南肇議員を8席に、8番、徳永英太郎議員を9席に、9番、石谷政輝議員を10席に、10番、酒本敏興議員を12席に。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） ただいま、朗読いたしましたとおり議席の変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」を呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり議席を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席して下さい。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4．常任委員会委員の選任について

○議長（酒本敏興） 追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 高橋達也議員を指名します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○副議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5．議会運営委員の辞任

追加日程第5、酒本敏興議員の議会運営委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、酒本敏興議員の退場を求めます。

（酒本敏興議員 退席）

○副議長（大河原昭洋） 12月3日、酒本敏興議員より一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。よって、酒本敏興議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、酒本敏興議員の議会運営委員の除斥を解きます。酒本敏興議員が入場されるまでしばらくお待ち下さい。

（酒本敏興議員 復席）

○副議長（大河原昭洋） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時37分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第6．議会運営委員の選任

○議長（酒本敏興） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、大藤克紀議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員に大藤克紀議員を選任することに決定をしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7．正副委員長互選の結果報告

○議長（酒本敏興） 追加日程第7、正副委員長互選の結果報告を行います。

先程、議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選結果の報告がありましたので報告します。

委員長に、石谷政輝議員、副委員長に大藤克紀議員、以上です。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員、南肇議員から、同組合議会議長宛に辞表願を提出したところ、同組合議会議長から議員の辞職願が許可されました。

ただいま、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員が欠けました。

お諮りします。鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第8. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

- 議長(酒本敏興) 追加日程第8、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に酒本敏興議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました酒本敏興議員を鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました酒本敏興議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時40分

- 議長(酒本敏興) 休憩前に引き続き会議を開きます。

八頭環境施設組合議会の議員、南肇議員から、同組合議会議長宛に辞表願を提

出しましたところ、同組合議会議長から議員の辞職願が許可されました。

ただいま、八頭環境施設組合議会の議員が欠けました。

お諮りします。八頭環境施設組合議会の議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、八頭環境施設組合議会の議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第9. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

○議長(酒本敏興) 追加日程第9、八頭環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

八頭環境施設組合議会の議員に酒本敏興議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました酒本敏興議員を八頭環境施設組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました酒本敏興議員が八頭環境施設組合議会の議員に当選されました。

日程第5．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（酒本敏興）　　日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興）　　異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第4回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年12月 3日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会副議長 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 高 橋 達 也